

議案第 27 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（公園の設置基準）

第 2 条の 2 法第 3 条第 1 項の規定による条例で定める基準のうち、区の区域内の公園の区民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

2 区は、次項各号に掲げる公園を設置する場合には、それぞれの公園の特質に応じて区内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するものとする。

3 法第 3 条第 1 項の規定による条例で定める基準のうち、公園の配置及び規模の基準は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定める規模を標準とし、それぞれの利用対象者が容易に利用することができるように配置するものとする。

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 0.25  
ヘクタール。ただし、敷地確保の困難性によりやむを得ない場合にあっては、0.  
05ヘクタール

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 2ヘクター  
ル

主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 4ヘ  
クタール

主として区の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な  
利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的と

する公園 その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができる規模

- 4 区は、前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその規模を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項本文の規定による条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第3 1土地の使用料の部中「950円」を「905円」に改め、同表2公園施設の使用料の部中「16,100円」を「14,500円」に改める。

別表第4中「1,422円」を「1,340円」に、「702円」を「595円」

に、「1,053円」を「993円」に、「421円」を「397円」に、「501円」を「601円」に、「350円」を「297円」に、「385円」を「462円」に、「572円」を「686円」に、「8,352円」を「7,920円」に、「13,050円」を「12,375円」に、「34円」を「33円」に改める。

別表第5中

墨田区立隅田公園	魚つり場	隅田公園内魚つり場	1箇所	を
墨田区立隅田公園	魚つり場	隅田公園内魚つり場	1箇所	に
墨田区立隅田公園	自動車 駐車場	隅田公園自動車駐車場	1箇所	

改め、同表備考中「利用できる」を「使用することができる」に改め、同表備考を同表備考2とし、同表備考1として次のように加える。

- 隅田公園自動車駐車場を使用することができる自動車は、大型車及び中型車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。以下同じ。）並びに規則で定める車両とする。

別表第6魚つり場の項の次に次のように加える。

自動車 駐車場	30分以内の場合、 1台、1回	大型車・中型車	無料
		その他の車両	無料
	30分を超える場合、 最初の30分を除き、 1台、1回、30分 までごとに	大型車・中型車	400円
		その他の車両	100円

別表第6付記に次のように加える。

- 規則で定める使用時間を超えて自動車駐車場を使用した場合は、この表の規定による所定の使用料に加え、当該使用時間を超えて使用した日1日につき2,000円の範囲内で規則で定める額を徴収する。

## 付 則

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後に設置する公園から適用する。
- 3 この条例による改正後の別表第 3、別表第 4 及び別表第 6 の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占用料から適用する。

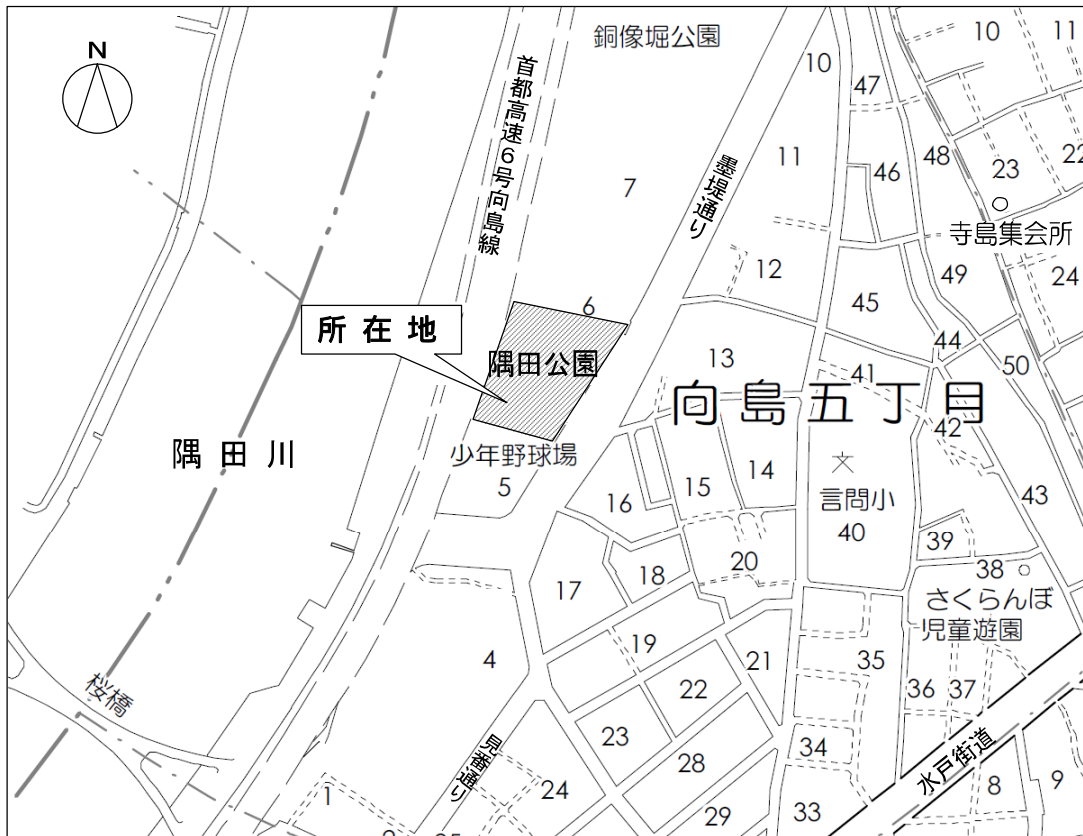
### （提案理由）

都市公園法の一部改正に伴い公園の配置、規模等に関する技術的基準を定めるとともに、固定資産税に係る固定資産の評価替えに伴い公園の土地の使用料等を改定するほか、隅田公園内に自動車駐車場を新設する必要がある。

(参考)

## 隅田公園自動車駐車場概要

施設名称	隅田公園自動車駐車場
所在地	墨田区向島五丁目地先
規模	敷地面積 1,881.10m <sup>2</sup>



案内図



平面图